

確認事務に係る行政処分に関する事務処理要領の制定について（概要）

（令和3年6月10日 鹿交指第81号）

本通達は、登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関する取扱規則に基づき、登録法人に対する適合命令及び登録の取消し並びに駐車監視員資格者証の返納命令に関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 適合命令及び登録の取消し
- 報告及び検査関係
- 駐車監視員資格者証の返納命令

等である。